

新旧 約款・特約対照表

■ JCBプレモカード利用約款

改定前	改定後
第1条(定義)	第1条(定義)
(1)JCB PREMO 利用者が加盟店(店舗)または加盟店(ウェブサイト)から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、JCBプレモカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、および当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。そのうち当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。	(1)JCB PREMO 利用者が加盟店(店舗)または加盟店(ウェブサイト)から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、JCBプレモカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、および当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。そのうち当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。
(3)JCBプレモカード 利用者が本サービスを利用するために必要となる、マーク(本条第13号に定めるものをいう)が表示された当社発行のカードをいいます。	(3)JCBプレモカード 利用者が本サービスを利用するために必要となる、マーク(本条第<u>1</u>号に定めるものをいう)が表示された当社発行のカードをいいます。
(10)チャージ 当社所定の方法でバリュー残高を増額させることをいいます。	(削除)
(11)チャージの事前申込 事前に当社所定の申込手続が必要なチャージ方法によるチャージを行おうとする場合に、利用者が、当社所定の方法で当該申込手続を行うことをいいます。	(削除)
(12)決済機器等 利用者が加盟店(店舗)においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、加盟店(店舗)に設置される機器をいいます。	(<u>10</u>) 決済機器等 利用者が加盟店(店舗)においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、加盟店(店舗)に設置される機器をいいます。
(13)マーク JCB PREMO所定の規格を満たしたプリペイドカード(JCBプレモカードを含みます。)を認識するためにカード券面に表示され、また、加盟店の加盟店標識として表示される下記(図1)のマークをいいます。 なお、2014年10月9日以前に発行されたカードの券面には、下記(図2)のマークが表示されていますが、この場合であっても、利用者は本約款に従い、当該カードを有効なJCBプレモカードとして、(図1)のマークを表示した加盟店での商品購入等に使用し、その他本サービスの提供を受けることができます。	(<u>11</u>) マーク JCB PREMO所定の規格を満たしたプリペイドカード(JCBプレモカードを含みます。)を認識するためにカード券面に表示され、また、加盟店の加盟店標識として表示される下記(図1)のマークをいいます。 なお、2014年10月9日以前に発行されたカードの券面には、下記(図2)のマークが表示されていますが、この場合であっても、利用者は本約款に従い、当該カードを有効なJCBプレモカードとして、(図1)のマークを表示した加盟店での商品購入等に使用し、その他本サービスの提供を受けることができます。

(図1)  (図2) 	(図1)  (図2) 
(14)マイページ 利用者が本約款に基づき、バリュー残高、バリュー残高の有効期限、および利用履歴を確認し、また、チャージ、チャージの事前申込、その他当社所定の手続をすることができる当社所定のウェブサイトをいいます。	(12)マイページ 利用者が本約款に基づき、バリュー残高、バリュー残高の有効期限、および利用履歴を確認し、また、チャージ、チャージの事前申込、その他当社所定の手続をすることができる当社所定のウェブサイトをいいます。
(15)カード番号 バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が加盟店でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要となるものをいいます。	(13)カード番号 バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が加盟店でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要となるものをいいます。
(16)認証番号 利用者が加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要となる8桁の識別番号をいいます。	(14)認証番号 利用者が加盟店(ウェブサイト)でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要となる8桁の識別番号をいいます。
(17)チャージ受付番号 利用者がチャージの事前申込を行った後に当社から通知される、チャージの際に必要な受付番号をいいます。	(削除)
(18)カード番号等 カード番号、認証番号およびチャージ受付番号を総称したものをいいます。	(15)カード番号等 カード番号および、認証番号およびチャージ受付番号を総称したものをいいます。
(19)販売店 当社からJCBプレモカードの販売事務の委託を受け、利用者にJCBプレモカードを販売する事業者をいいます。	(削除)
(20)バリュー残高移行 JCBプレモカードのバリュー残高の全部または一部を、他のJCBプレモカードに移行し、当該他のJCBプレモカードの残高を増額させることをいいます。	(削除)
第3条(JCBプレモカードの贈与等)	第3条(JCBプレモカードの贈与等)
4 利用者は、本条第1項に基づきJCBプレモカードを第三者に贈与する場合、第9条に定めるバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。	4 利用者は、本条第1項に基づきJCBプレモカードを第三者に贈与する場合、第8条に定めるバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。
第4条(カードおよびカード番号等の管理等)	第4条(カードおよびカード番号等の管理等)
2 本サービスは、JCBプレモカードを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、もしくは盗	2 本サービスは、JCBプレモカードを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、もしくは盗

難されるなどして、JCBプレモカードを失った場合には、以後、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはありません。	難されるなどして、JCBプレモカードを失った場合には、以後、 チャージ、チャージの事前申込 、バリューの使用、 バリュー残高移行 またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはありません。
4 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高移行がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。 (1) JCBプレモカードを紛失または盗難された場合 (2) 第3条第1項ただし書きまたは同条第2項に違反してJCBプレモカードを第三者に贈与し、または使用させた場合 (3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合 (4) 本条第3項に定める認証番号の変更を行わなかった場合	4 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、 <u>または</u> バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、 またはバリュー残高移行がなされた場合 でも、当社は一切の責任を負いません。 (1) JCBプレモカードを紛失または盗難された場合 (2) 第3条第1項ただし書きまたは同条第2項に違反してJCBプレモカードを第三者に贈与し、または使用させた場合 (3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合 (4) 本条第3項に定める認証番号の変更を行わなかった場合
5 カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、もしくはマイページにおいて用いられたことにより、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。	5 カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、もしくはマイページにおいて用いられたことにより、 チャージ、チャージの事前申込 、バリューの使用、 バリュー残高移行 、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。
6 利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、またはバリュー残高移行をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者は加盟店(店舗)では利用することができ、また、当社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページの利用を再開することができます。	6 利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、 <u>または</u> マイページにログイン、 またはバリュー残高移行 をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者は加盟店(店舗)では利用することができ、また、当社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページの利用を再開することができます。
第5条(バリューのチャージ、チャージの事前申込、バリュー残高移行)	(削除)
第6条(加盟店)	第 <u>5</u> 条(加盟店)
第7条(バリューの使用)	第 <u>6</u> 条(バリューの使用)
第8条(加盟店との紛争等・バリューの使用取消し)	第 <u>7</u> 条(加盟店との紛争等・バリューの使用取消し)
第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)	第 <u>8</u> 条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)
1 バリュー残高の有効期限は、JCBプレモカードの発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して5年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、JCBプレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。	1 バリュー残高の有効期限は <u>発行日によって異なり、以下の(1)(2)のとおりです。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、JCBプレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。</u> <u>(1)2025年10月1日より前に発行されたJCBプレモカードの場合発行日、最後にチャージした日(2025年10月1日以前の日)、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日(2025年10月1日以前の日)のいずれか遅い日(当日を含みます。)</u> から起算して5年間(1年365日)。なお、 <u>2025年10月1日以降は、利用者はバリューのチャージおよびバリュー残高移行ができません。</u>

	<u>(2) 2025年10月1日以降に発行されたJCBプレモカードの場合 発行年から2年後の年の12月31日。ただし、発行日が12月31日 の場合は、その2年後の日がバリュー残高の有効期限となります。有 効期限は、JCBプレモカードの裏面に表示されます。</u>
2 前項に定めるJCBプレモカードの発行日とは、当社または販売 店がJCBプレモカードを利用可能にするための操作を行った日をい います。なお、利用者にJCBプレモカードが到達した日が発行日で はありません。	2 前項に定めるJCBプレモカードの発行日とは、当社 または販売 店 がJCBプレモカードを利用可能にするための操作を行った日をい います。なお、利用者にJCBプレモカードが到達した日が発行日で はありません。
4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残 高は失効し、本サービスを利用すること(第19条第2項のバリュー残 高の払戻しを含みます。)が一切できなくなります。	4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残 高は失効し、本サービスを利用すること(第 <u>18</u> 条第2項のバリュー残 高の払戻しを含みます。)が一切できなくなります。
5 バリュー残高が0円のJCBプレモカードの場合、カードの発行 日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日 のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して5年(1年365 日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくな ります。	5 バリュー残高が0円のJCBプレモカードの場合、 <u>本条1項に定め るバリュー残高の有効期限</u> を経過すると、本サービスを利用すること が一切できなくなります。
	<u>6 2025年10月1日より前に発行されたJCBプレモカードについ て、当社が第13条に基づきJCBプレモカードを再発行した場合、当 該カードは2025年10月1日より前に発行されたJCBプレモカード に該当するものとみなして、第1項を適用します。</u>
第10条(バリュー残高等の確認)	第 <u>9</u> 条(バリュー残高等の確認)
第11条(利用者の遵守事項)	第 <u>10</u> 条(利用者の遵守事項)
2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使 用すること。 (2) 第三者をして利用者のJCBプレモカードにバリューをチャージ させようとしたまたはこれをさせること(第三者をして当該チャージさせ ることを目的としてチャージ受付番号を第三者に送付する行為を含 みます。)、その他本サービスを不正な目的で利用したまたは第三者 をして利用させること。 (3) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、JCBプレモカード、 バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれ らの行為に協力すること。	2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使 用すること。 (2) 第三者をして利用者のJCBプレモカードにバリューをチャージ させようとしたまたはこれをさせること(第三者をして当該チャージさせ ることを目的としてチャージ受付番号を第三者に送付する行為を含 みます。)、その他 本サービスを不正な目的で利用したまたは第三者 をして利用させること。 (3) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、JCBプレモカード、 バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれ らの行為に協力すること。
第12条(換金の禁止)	第 <u>11</u> 条(換金の禁止)
バリューは、換金することはできません。ただし、第19条に基づき、 当社が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものと します。	バリューは、換金することはできません。ただし、第 <u>18</u> 条に基づき、 当社が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものと します。
第13条(利用者の賠償責任等)	第 <u>12</u> 条(利用者の賠償責任等)
第14条(JCBプレモカードの再発行)	第 <u>13</u> 条(JCBプレモカードの再発行)

第15条(業務委託)	第14条(業務委託)
第16条(利用停止または中止)	第15条(利用停止または中止)
第17条(利用資格の一時停止および取消し)	第16条(利用資格の一時停止および取消し)
第18条(反社会的勢力の排除)	第17条(反社会的勢力の排除)
第19条(本サービスの終了)	第18条(本サービスの終了)
第20条(免責)	第19条(免責)
1 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、当社の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き(なお、第16条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社の責めに帰すべき場合に当たりません。)、当社はその損害に対する賠償の責任を負いません。	1 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、当社の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き(なお、第15条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社の責めに帰すべき場合に当たりません。)、当社はその損害に対する賠償の責任を負いません。
第21条(約款の変更)	第20条(約款の変更)
第22条(合意管轄裁判所)	第21条(合意管轄裁判所)
第23条(準拠法)	第22条(準拠法)
第24条(お問い合わせ窓口)	第23条(お問い合わせ窓口)
本約款は、2024年5月31日から適用します。	本約款は、2025年10月1日から適用します。

■JCB プレモデジタル特約

改定前	改定後
第2条 本約款の規定の追加および読み替え	第2条 本約款の規定の追加および読み替え
5 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモデジタルのカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。	5 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモデジタルのカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩するなどした場合には、以後、 チャージ 、バリューの使用、 バリュー残高移行 、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。
7 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが不明となった場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。	7 本約款第 <u>7</u> 条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモデジタルのカード番号等およびJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが不明となった場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。
	<u>8 本約款第8条第1項を「バリュー残高の有効期限は、JCB プレモデジタルの発行日、最後にチャージした日(2025年10月1日以前の日)、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日(2025年10月1日以前の日)のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して5年間(1年365日)です。当該有効期限は、利用者が本約款第3条第1項に基づき、JCB プレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。なお、2025年10月1日以降は、利用者はバリューのチャージおよびバリュー残高移行ができません。」と読み替え、同条6項を削除します。</u>
8 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはJCBプレモデジタルウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。	<u>9</u> 本約款第 <u>8</u> 条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはJCBプレモデジタルウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。
9 本約款第10条1項を「バリュー残高は、マイページ、JCBプレモデジタルウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。	<u>10</u> 本約款第 <u>9</u> 条1項を「バリュー残高は、マイページ、JCBプレモデジタルウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。
10 本約款第17条1項(1)を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。	<u>11</u> 本約款 <u>16</u> 条1項(1)を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。
11 本約款第17条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのイン	<u>12</u> 本約款 <u>16</u> 条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはJCBプレモデジタルウェブサイトを表示するためのイン

ターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。	ターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。
12 本約款第19条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。)は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモデジタルの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。	<u>13</u> 本約款第 <u>18</u> 条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。)は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモデジタルの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。
13 本約款第21条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。	<u>14</u> 本約款第 <u>20</u> 条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。
14 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。	<u>15</u> 本約款第 <u>22</u> 条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。
本特約は、2024年5月31日から適用します。	本特約は、 <u>2025年10月1日</u> から適用します。

■ギフトプレモ特約

改定前	改定後
第2条 本約款の規定の追加および読み替え	第2条 本約款の規定の追加および読み替え
5 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。	5 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩するなどした場合には、以後、 チャージ 、バリューの使用、 バリュー残高移行 、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。
7 本約款第4条第5項を「カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページもしくはギフトプレモウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。	7 本約款第4条第5項を「カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページもしくはギフトプレモウェブサイトにおいて用いられたことにより、 チャージ 、バリューの使用、 バリュー残高移行 、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。
8 本約款第4条6項を「利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、もしくはバリュー残高移行をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、または、第4条第3項に基づく認証番号の変更後にギフトプレモウェブサイトにてギフト社所定の上限回数を超えてバリュー残高の確認を行った場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフト社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用を再開することができます。」と読み替えます。	8 本約款第4条6項を「利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、 または マイページにログイン、 もしくはバリュー残高移行 をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、または、第4条第3項に基づく認証番号の変更後にギフトプレモウェブサイトにてギフト社所定の上限回数を超えてバリュー残高の確認を行った場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフト社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用を再開することができます。」と読み替えます。
9 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。	9 本約款第7条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。
10 本約款第9条1項を「バリュー残高の有効期限は、ギフトプレモのカード番号の発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して1年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づきギフトプレモを第三者に贈与した場合も同様です。」と読み替えます。	10 本約款第8条1項を「バリュー残高の有効期限は、ギフトプレモのカード番号の発行日、最後にチャージした日(2025年10月1日以前の日)、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日(2025年10月1日以前の日)のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して1年間(1年365日)です。 なお 、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づきギフトプレモを第三者に贈与した場合も同様です。 なお、2025年10月1日以降は、利用

	者はバリューのチャージおよびバリュー残高移行ができません。」と読み替え、 <u>同条 6 項を削除します。</u>
11 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはギフトプレモウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。	11 本約款第 <u>8</u> 条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはギフトプレモウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。
12 本約款第9条第5項を、「バリュー残高が0円のギフトプレモの場合、カード番号の発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して1年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。」と読み替えます。	12 本約款第 <u>8</u> 条第5項を、「バリュー残高が0円のギフトプレモの場合、カード番号の発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日(<u>2025年10月1日以前の日</u>)のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して1年(1年365日)を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。」と読み替えます。
13 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、ギフトプレモウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。	13 本約款第 <u>9</u> 条第1項を「バリュー残高は、マイページ、ギフトプレモウェブサイト、加盟店(店舗)での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店(ウェブサイト)での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。
14 本約款第10条第4項として、「ギフトプレモウェブサイトでは、ギフトプレモウェブサイトの表示期限(ギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが作成された日(当日を含みます。))から3年6ヶ月後の日となります。具体的な表示期限は、ギフトプレモウェブサイトの下部に表示されます。)を経過すると、第9条3項、第10条1項その他の機能をご利用いただけなくなります。ギフトプレモを継続的に利用される予定のある方は、マイページを利用されることをお勧めいたします。」を追加いたします。	14 本約款第 <u>9</u> 条第4項として、「ギフトプレモウェブサイトでは、ギフトプレモウェブサイトの表示期限(ギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが作成された日(当日を含みます。))から3年6ヶ月後の日となります。具体的な表示期限は、ギフトプレモウェブサイトの下部に表示されます。)を経過すると、第 <u>8</u> 条3項、第 <u>9</u> 条1項その他の機能をご利用いただけなくなります。ギフトプレモを継続的に利用される予定のある方は、マイページを利用されることをお勧めいたします。」を追加いたします。
15 本約款第17条1項(1)を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。	15 本約款第 <u>16</u> 条1項(1)を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。
16 本約款第17条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。	16 本約款第 <u>16</u> 条1項(2)を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。
17 本約款第19条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。))は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモカードの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。	17 本約款第 <u>18</u> 条2項を「前項の場合、利用者(なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。))は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモカードの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。

18 本約款第19条3項を「前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとし、また、前項のサービス終了日から1年経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。」と読み替えます。	18 本約款第 <u>18</u> 条3項を「前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとし、また、前項のサービス終了日から1年経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。」と読み替えます。
19 本約款第21条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。	19 本約款第 <u>20</u> 条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。
20 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。	20 本約款第 <u>22</u> 条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。
本特約は、2024年5月31日から適用します。	本特約は、 <u>2025年10月1日</u> から適用します。

■JCB プレモカード(For Tourist)特約

改定前	改定後
第2条 読み替え	第2条 読み替え
JCB プレモカード(For Tourist)に関しては、本約款の第1条(16)(17)に規定する「マイページにログインする」を、「マイページにログインする、またはアクティベーションを実施する」と読み替えます。	1 JCB プレモカード(For Tourist)に関しては、本約款の第1条 <u>(13)(14)</u> に規定する「マイページにログインする」を、「マイページにログインする、またはアクティベーションを実施する」と読み替えます。
	2 <u>本約款第8条第1項を「バリュー残高の有効期限は、JCBプレモカード(For Tourist)の発行日、最後にチャージした日(2025年10月1日以前の日)、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日(2025年10月1日以前の日)のいずれか遅い日(当日を含みます。)</u> から起算して5年間(1年365日)です。当該有効期限は、利用者が本約款第3条第1項に基づき、JCBプレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。なお、 <u>2025年10月1日以降は、利用者はバリューのチャージおよびバリュー残高移行ができません。」と読み替え、同条6項を削除します。</u>
第3条 特約	第3条 特約
2 本約款第14条の定めに関わらず、JCB プレモカード(For Tourist)の再発行は実施いたしません。	2 本約款第 <u>13</u> 条の定めに関わらず、JCB プレモカード(For Tourist)の再発行は実施いたしません。
3 本約款第24条の定めに関わらず、JCB プレモカード(For Tourist)に関するお問い合わせ窓口は株式会社ジェーシービーモバイル・バリューペイメント部と定めます。	3 本約款第 <u>23</u> 条の定めに関わらず、JCBプレモカード(For Tourist)に関するお問い合わせ窓口は株式会社ジェーシービーモバイル・バリューペイメント部と定めます。
本特約は、2024年4月1日から適用します。	本特約は、 <u>2025年10月1日</u> から適用します。